

新しい仕組みの子ども・子育て支援制度の概要

由布市子育て支援課資料

1 子育てをめぐる現状と課題（背景）

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての環境変化
- 子ども・子育て支援の質・量の不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子育て支援の制度・財源の縦割り等



質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

地域の子ども・子育て支援の
充実

2 基本指針

○ 基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針

○ 基本指針の主な記載事項

- 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 子ども・子育て支援ニーズ調査

○ ニーズ調査項目の設定

- ・ 県の示す調査項目「就学前児童用・就学児童用」に市の独自項目を追加設定
- ・ 次世代育成支援行動計画の施策レベルの評価指標10項目を設定
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取の結果を反映
- ・ 健康立市関連施策の項目を反映→「あいさつ運動」・「早寝・早起き・朝ご飯」

○ 調査対象世帯

- ・ 就学前児童世帯 1,000世帯 小学校就学児童世帯 1,000世帯

○ 調査方法

- ・ 回収率の高い方法で実施（小学校等施設を通じた調査票の配布・回収）

4 子ども・子育て会議の役割と計画の策定

○ 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要な改善を促すために、子ども・子育て会議を設置する。

- ・ 組織 学識経験者・関係団体・子育て事業の従事者・保護者等（20人以内）
- ・ 任期 2年間
- ・ 会議 会長及び副会長各1人（会長は会務を総理し、会議の議長）
- ・ 審議 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務処理及び子ども子育て支援施策で必要な事項
 - ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定
 - ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更、その他必要な事項
 - ④ 施策の総合的かつ計画的な進捗管理（PDCAサイクル）

○ 計画の策定

1 子ども・子育て支援事業計画の策定の時期

法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめる。

H25年度 ニーズ調査 H26年度 計画策定 H27年度 本格施行

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

法の施行の日から5年を1期として作成する。

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

4 事業計画のポイント「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」

- ・ 区域の設定
- ・ 幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

<確保の内容・実施時期>

○教育のみ(1号)

⇔

認定こども園・幼稚園で確保

○保育の必要性3歳以上(2号)

⇔

認定こども園・保育所で確保

○保育の必要性2歳以下(3号)

⇔

認定こども園・保育所・地域型保育事業

- ・ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業等（13事業）

量の見込み

⇔

確保の内容

実施時期

- ・ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- ・ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ・ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

5 子ども・子育て関連3法

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図る。

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第65号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第65号）

6 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども子育て支援事業計画の構成（イメージ）

第1章 計画の概要

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

第3章 次世代育成支援対策行動計画の検証

第4章 計画の基本理念と基本的な方向性

第5章 施策の展開

第1 教育・保育の提供区域の設定

第2 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み

- ・ 幼児期の学校教育の需要
- ・ 保育の需要
- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
- ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診

第3 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 認定こども園等
- ・ 地域型保育
- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診

第4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

第5 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

第6 都道府県が行う事業との連携方策

第7 職業生活と家庭生活との両立に関すること

第6章 計画の推進のために

資料編 参考資料、策定委員会の要綱・名簿

7 今後のスケジュール等

○ 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

国・県の示す調査項目に後期行動計画の評価と市独自項目を追加設定

- ・平成25年12月9日 調査票の配布
就学前児童 997人 小学生 985人 合計1,982人
- ・平成26年1月9日 調査票の回収（最終確定数値）
就学前児童 726人 小学生 714人 合計1,440人
回収率 全体72.7%（就学前72.8%・小学生72.5%）
- ・平成26年1月6日 子育て支援施策への意見箱設置（3庁舎窓口）
- ・平成26年1月9日 集計及び調査結果の分析（大和薬品に委託）
- ・平成26年3月予定 調査結果報告書の受領

○ 子ども・子育て会議の実施

- ・平成25年10月3日 25年度第1回会議
子ども・子育て会議及び事業計画・ニーズ調査について
- ・平成26年3月20日 25年度第2回会議
地域における子育て支援の現状と課題及び基本理念等計画の方向性
- ・平成26年5月予定 26年度第1回会議
ニーズ調査の結果分析及び26年度の事業計画について
- ・平成26年6月予定 26年度第2回会議
圏域の設定及び需要量の見込み等具体的な支援の内容検討
- ・平成26年7月予定 26年度第3回会議
地域子ども・子育て支援事業供給体制等具体的な支援の内容検討
- ・平成26年8月予定 26年度第4回会議
子ども・子育て支援事業計画書素案の検討
- ・平成26年9月予定 26年度第5回会議
子ども・子育て支援事業計画書（案）の最終検討
- ・平成26年10月以降
子ども・子育て支援事業計画書の完成及び公表

○ 子ども・子育て支援事業の本格実施

- ・平成27年4月以降

○ その他懸案事項

- ・市内私立保育園の幼保連携型認定こども園への移行希望
市内の保育園8施設については、施設間の不公平が生じないように全施設揃って認定こども園への移行を示している。移行時期については、27年度当初からの実施は無理であるが、体制が整い次第移行したいとの考えである。（園長会）
- ・公立幼稚園の今後の方向性について
公立幼稚園については、現状どおり（2年保育）で運営できるが、保育園が認定こども園に移行した場合、認定こども園は幼児期の学校教育として幼稚園の機能を兼ね備え、3年保育となるため、入園希望者が集中するのではないかと懸念される。公立幼稚園に対する制度説明は、文部科学省主管で行っているため、教育委員会では今後の方向性について十分検討する必要があると思われる。

8 由布市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、由布市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

9 子ども・子育て支援事業における用語の解説

- 「基本指針の目的」……子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。
- 「子ども・子育て支援の意義」……我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としている。
- 「子どもの最善の利益」……子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- 「発達」……自然な心身の成長に伴い、人が能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。
- 「子育てについての第一義的責任」……父母その他の保護者である。
- 「子育てとは」……本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。
- 「子ども・子育て支援とは」……保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。
- 「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」……社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要がある。